

平成29年 1 月 2 5 日

各指定障害福祉サービス事業者等 様

旭川市福祉保険部指導監査課長

指定障害福祉サービスにおける定員の遵守について（通知）

利用定員については、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第19号、以下「指定基準条例」という。）等において遵守することとされているところですが、1日当たりの利用者の数が恒常的に利用定員を超えてサービス提供を行っている事例が散見されていますので、次のとおり利用定員を遵守するよう留意してください。

なお、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありませんので、その場合、本課にご相談ください。

1 定員遵守が求められているサービス

療養介護，生活介護，短期入所，施設入所支援，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，共同生活援助

2 定員超過利用減算との関係

指定基準条例の定員遵守規定は、原則として、運営規程において定める利用定員を超えた利用者の受入を禁止しているものです。

しかし、1日当たりの利用者の数が利用定員を上回る利用者を利用させている等のいわゆる定員超過利用については、定員超過利用減算にならない範囲の定員超過利用について、「適正なサービスの提供が確保されていることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能」としているところですので、利用者の受入に当たっては十分留意してください。

なお、これらのやむを得ない事情に該当しないにもかかわらず、利用定員を超えて受け入れている場合は、基準違反となることから、恒常的に定員超過している場合は、利用定員を遵守した受入とするか、利用定員の増（定員増に対応した設備や人員、サービス内容が確保されている場合に限る。）を行うなど、その解消に努めてください。

3 共同生活援助（グループホーム）における定員超過について

共同生活援助については、災害等やむを得ない場合を除き、定員超過は認められていないため、運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないことに留意してください。

【問合せ先】

福祉保険部指導監査課 障害担当

TEL 0166-26-1111(内線5118, 5129)

FAX 0166-25-9090

E-mail shido-syougai@city.asahikawa.hokkaido.jp